

臨時全国宝物取調局

古社寺宝物調査団が帰京して間もなく、九月二十七日に宮内省に臨時全国宝物取調局が設置され、古美術保護行政は一步前進した。委員長には九鬼隆一が就任し、辻新次（文部次官）、田中芳男（元老院議官）、小牧昌業（内閣書記官長）、桜井能監（小松宮別当）が委員に、また、川田剛（非職、元宮内省四等出仕）、山高信離（博物館長）、寺尾秋介（内務省社事局長）、岡倉覚三（東京美術学校幹事）、重野安繹（修史局編輯長）が取調掛に任命された。フェノロサは、文部、宮内両省との雇用契約によって当然この組織に加えられるべきところ、なぜか除外されている。翌十月下旬、再び九鬼隆一を委員長として滋賀県下の社寺宝物調査が行われた。

以上のように、東京美術学校職員の中樞部は宮内省管轄下に古美術保護行政の確立が進む中で重要な役割を担っていたのであるが、それは美術教育と古美術保護とを切り離し得ないものとしてとらえる九鬼、岡倉、浜尾らの美術局設立運動開始以来の考え方に基づくもので、この考え方はのちに東京美術学校と帝国博物館との密接な事業提携において一層明瞭に示されることになる。岡倉らが森文相の美術師範学校設置案に屈せずその美術学校設立方針を貫くことができたのは、こうした考え方が古美術保護を国家の重要課題として力を入れていた伊藤博文あるいは宮内省当局に支持され、保護行政の面でも不可欠の役割を与えられていたためではなからうか。

第五節 規則の制定

当時の文部省直轄学校の学年始めは九月であり、東京美術学校も九月に開校の予定で準備が進められていたようであるが（前出二月八日付『朝野新聞』参照、開校にこぎつけたのは翌年二月であった。このように遅れた原因は上記の古社寺宝物調査が予定より大幅に延長されたことにあると思われる。

調査を一時休止して帰京した岡倉（八月二十五日帰京）らは開校準備を急いだ。新聞や雑誌はこれを次のように報じている。

○東京美術学校 岡倉覚三其他諸氏が兼て計畫中の東京美術学校は目下諸事概ね整頓し今度上野教育博物館を借受け同所へ移轉の上開校する由にて設立の主旨は専ら本邦固有の美術を振興するに在りて生徒も單に學術にのみ倚らず能く天稟を査察して篤志なる者を取り且つ往々は女子をも募集する由學科は書學、彫刻、蒔繪、陶器、繪漆器、繡物等本邦特有の美術を教授し將來益々規模を宏大にする目的にて岡倉氏も京坂地方美術取調を了りて歸京せしに依り協議の上右博物館の都合次第開校の都合なりと云ふ

〔『万報一覽』第一八七号。明治二十一年九月五日〕

美術學校 近日設立せらるゝ美術學校の創立經費ハ金十五万圓の見込にて學校の構造ハ木製の洋風に止め器械及び有用品を多く備へる事にせられしか又同校の教頭ハ米國人フエノロサ氏が委託せらるべしとの説あり

(同年同月同日『東京日日新聞』)

美術學校 前号にも記せし同校ハ上野教育博物館あとへ設置し遠からず開校するとの由なるが生徒ハ廣く志願者より募集するも可成たけ各地方製産組合より適當の者を選抜し特に美術に關する製作品の産地へ論し研究者を出さしむる計畫なりとか而して其生徒ハ單に學術のみに依らず能く稟性の巧拙をも鑑察し美術上に篤志なるものを採用する見込と云ふ又同校設置の目的ハ本邦固有の美術を振興するに在りて從來本邦の工藝ハ畫學の思想に乏しきより往々真を失するが如き弊あれば同校ハ主として生徒に畫學の思想を養成し學科ハ畫學、彫刻、陶器畫、蒔繪、繡物其他本邦固有の美術を教授するとの趣なり

(同年同月六日 同紙)

美術學校 文部省にては美術學校新築上に付取調を急がるゝ由にて濱尾専門學務局長岡倉美術學校幹事今泉同校掛の諸氏ハ同省に於て午後六時頃迄も取調べ居らるゝと云ふ

(同年同月二十八日 同紙)

東京美術學校規則制定

「東京美術學校規則」は明治二十二年十月三日に制定され(『文部省第十六年報』による)、翌々日発行の『官報』第一五八二号に掲載された。左記は制定時に印刷された規則書の全文である。これと『官報』登載の規則書とは語句に極く僅かの違いが認められる。

東京美術學校規則

總則

- 第一條 東京美術學校ハ繪畫彫刻建築及圖案ノ師匠(教員若クハ製作ニ從事スヘキ者)ヲ養成スル所トス
- 第二條 本校ニ普通科及專修科ヲ置キ普通科ヲ卒リタル者ハ普通圖畫ノ教員タルニ適應スヘク又ハ教員會議ヲ以テ專修科ノ生徒ニ撰舉セラル、ヲ得ヘシ

學科課程

- 第一條 普通科ノ修業年限ヲ二箇年トシ之ヲ分チテ二學級トシ專修科ノ修業年限ヲ各三箇年トシ之ヲ分チテ三學級トス
- 第二條 專修科ノ課程ハ繪畫彫刻建築及圖案ノ四科課程トス但建築科課程ハ追テ之ヲ定ム
- 第三條 普通科及專修科ノ課程左ノ如シ

普通科

第一年

畫格

每週九時